

平成27年3月12日

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目2番22号  
共同ピール株式会社  
取締役社長 上 村 巍

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年3月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区晴海四丁目7番28号  
ホテルマリナーズコート東京 4階 飛鳥  
（会場が昨年と異なっております。  
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第51期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
＜会社提案（第1号議案から第2号議案まで）＞  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
  
＜株主提案（第3号議案）＞  
第3号議案 取締役5名選任の件  
株主提案（第3号議案）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」の37頁から44頁までに記載のとおりであります。

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任することができます。ただし、代理権を証明する書面とともに以下の書類のいずれかのご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ①委任された株主様の議決権行使書用紙
  - ②代理権を証明する書面に押印された印鑑の印鑑証明書
  - ③委任された株主様のパスポート、運転免許証、もしくは各種健康保険証の写しその他の本人確認資料
- (2) 議決権行使書面において、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- (3) 当社の現任取締役は4名であり、当社定款は「当会社の取締役は、9名以内とする。」と定めておりますので、会社提案の第2号議案及び株主提案の第3号議案で合わせて5名を超える取締役候補者に賛成の記載がされている場合は、第2号議案及び第3号議案に関する当該議決権行使がすべて無効となりますので、ご注意ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kyodo-pr.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、デフレからの脱却の確実化、経済の好循環の実現化に向けた政府による各種経済政策の効果などを背景に緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引き上げに伴う個人消費の落ち込みや海外景気の下振れ等のリスクを拭いきれない状況で推移いたしました。

PR業界につきましては、広報やマーケティングに対する予算は引き続き抑制傾向にはあったものの、不祥事が相次ぐ昨今、危機管理広報を始めとし、PRに対するニーズは底堅く、緩やかな回復が見られました。

このような環境の下、当社は、新規リテイナー契約数の伸長及び既存顧客からのオプショナル&スポット案件の獲得を目指して、積極的な営業活動に注力するとともに、組織再編や人事制度の整備を実施し、強固な事業基盤の構築を推進してまいりました。

この結果、採算性の高いリテイナー契約の平均顧客数が前事業年度を上回り、既存顧客へのオプショナル&スポットの提案も奏功し、売上高は前事業年度を上回りました。各サービス区分の売上高に対して特に伸び率の高かった分野は、リテイナーでは食品製造、小売業及び医薬品、オプショナル&スポットでは機械器具他製造及び情報サービス、ペイドパブリシティでは機械器具他製造及び金融でありました。

また、企業・団体の不祥事が相次いで発覚した当事業年度におきましては、危機管理広報対応及びメディアトレーニングに関する新規問い合わせや引き合いも増加いたしました。

営業活動につきましては、当社の強みであり、また、高い売上高比率を占める官公庁からの案件に関して、環境省や地方自治体関連等は継続して受託しております。

利益面につきましては、前事業年度に実施した人員整理や事業所の縮小等による固定費の削減、資産の有効活用等の効果が発現したものの、WEB関連のプロジェクトに係る受注損失引当金575百万円の計上により、営業利益以下、大幅な赤字となりました。

以上により、当事業年度の売上高は、前事業年度比3.9%増の3,541百万円となりました。売上総利益は、オプション&スポット案件として受注した大型WEB関連プロジェクトに対して計上した受注損失引当金575百万円が原価を大きく膨らませ、同比27.6%減の1,500百万円となりました。販売費及び一般管理費は、前事業年度に実施した人員整理や事業所の縮小等による固定費の削減等の効果が発現し、同比12.3%減の1,901百万円となりました。この結果、営業損失401百万円（前事業年度は94百万円の営業損失）、経常損失408百万円（前事業年度は95百万円の経常損失）、当期純損失531百万円（前事業年度は70百万円の当期純損失）となりました。

一方、国内連結子会社の一社である共和ピー・アール株式会社は、安定顧客の維持、及び新規スポット案件の獲得に取り組みましたが、大手医薬品会社にて発生した不祥事の影響が長引き、イベント等の延期や中止による減少をカバーするまでには至らず、売上高は前事業年度を下回りました。映画のPR活動を専門とする株式会社マンハッタンピープルについては、パブリシティ業務の受注に比重を置いた当事業年度は、売上高は前年を下回ったものの、利益面につきましては、原価を抑えられたことにより、営業利益以下、増益で終えることができました。

海外子会社の共同拓信公関顧問（上海）有限公司につきましては、前年に引き続きPR案件の獲得と事業基盤の整備に努めており、主に日本企業や日本の行政機関からのPR活動を受託している中で、スポット&オプション案件の新規獲得が寄与したことに加え、為替の影響もあり、売上高、利益面ともに前事業年度を上回りました。

以上の状況から、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

業務区分別の状況は以下のとおりであります。

(リテイナー)

当事業年度においては、新規リテイナー契約数の伸長及びオプションル&スポット案件の獲得に向け積極的な営業活動を行った結果、平均単価は横ばいだったものの、平均リテイナー契約数は前事業年度を上回り、リテイナーによる売上高は、前事業年度比74百万円増の1,981百万円となりました。

(オプションル&スポット)

当事業年度においては、企業からの危機管理業務やメディアトレーニングに対する需要は引き続き高く、また、二年毎に受託する大型イベントがあったことにより、オプションル&スポットによる売上高は、前事業年度比99百万円増の1,333百万円となりました。

(ペイドパブリシティ)

当事業年度においては、同業他社との顧客獲得競争が激化し案件の取りこぼしを避けられず、既存顧客からの直接取引数、代理店経由の新規受託数共に減少し、ペイドパブリシティによる売上高は、前事業年度比39百万円減の226百万円となりました。

| 業 務 区 分     | 売 上 高    | 前 事 業 年 度 比 |
|-------------|----------|-------------|
| リ テ イ ナ ー   | 1,981百万円 | 103.9%      |
| オプションル&スポット | 1,333    | 108.0       |
| ペイドパブリシティ   | 226      | 85.3        |

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。  
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中におきましては、建物附属設備、工具器具及び備品等について総額 8 百万円の新規設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                               | 第 48 期<br>(平成23年12月期) | 第 49 期<br>(平成24年12月期) | 第 50 期<br>(平成25年12月期) | 第 51 期<br>(当事業年度)<br>(平成26年12月期) |
|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                        | 3,877                 | 3,780                 | 3,406                 | 3,541                            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)          | 46                    | 4                     | △70                   | △531                             |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円) | 37.61                 | 3.77                  | △56.97                | △432.27                          |
| 総 資 産(百万円)                        | 1,914                 | 1,699                 | 1,767                 | 2,209                            |
| 純 資 産(百万円)                        | 1,016                 | 985                   | 891                   | 365                              |
| 1株当たり純資産額 (円)                     | 819.55                | 801.10                | 725.33                | 297.22                           |

(注) 記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社に該当する親会社はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名              | 資本金     | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------------|---------|----------|---------|
| 共和ビー・アール株式会社     | 10百万円   | 100.0%   | PR事業    |
| 株式会社マンハッタンビーブル   | 25百万円   | 100.0    | PR事業    |
| 共同拓信公関顧問(上海)有限公司 | 14.5百万円 | 100.0    | PR事業    |

#### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、連結による売上高は4,062百万円(前連結会計年度比1.1%増)、経常損失384百万円、当期純損失515百万円であります。

### (4) 対処すべき課題

当社が事業を展開するにあたり、対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

#### ① コーポレートガバナンスの強化

当社グループは下記項目を実行し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

##### 1) 社外取締役の選任によるコーポレート・ガバナンスの強化

当社はガバナンスの強化を図る観点から社外取締役を選任しております。

##### 2) リーガルチェック体制の強化

経営上、及び日常運営における重要な案件については、法務室と外部法律弁護事務所との連携によるリーガルチェック体制を構築し運用しております。

##### 3) ガバナンス・コンプライアンス委員会の設置による法令遵守体制の構築

取締役、内部監査室長、執行役員などで構成されるガバナンス・コンプライアンス委員会により、当社グループ全体のコンプライアンス

活動を推進しております。

4) コンプライアンス研修の義務化

全役職員に法令順守の教育と啓発を目的とする研修を実施しております。

5) 内部通報制度「コンプライアンス・ヘルプライン」の設置・運営

社外窓口として「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置し、内部監査室との連動の上、通報即時対応体制を構築しております。

6) 懲罰委員会の設置

取締役、監査役などで構成される懲罰委員会を設置し運営をしております。

7) 新人事評価制度の運用

縦割り組織を改善するなど、公平な人事評価を行える制度を導入し運営しております。

②マーケットの拡大

1) 戦略的なパブリシティ活動への興味の喚起

当社グループが提供するサービスの市場拡大には、戦略的なパブリシティ（記事化）活動への興味、関心の醸成と、実践者の拡大が重要になります。事業体においては、広報活動専門部門の組成や情報の一元化などが、戦略的なパブリシティ活動を実現へと導きます。PR会社は、この活動を専門家としてサポートしていくことになります。

当社がPR会社として初めて上場した当時と比べ、現在は社会におけるPRに関する認知度は確実に高まってきています。当社グループでは、企業等での広報専門部門の担当者の育成を目的とした「広報の学校」なども運営しており、戦略的なパブリシティ活動の理解者や実務者の増加につながる活動を進めていく所存であります。

2) グローバル化の推進

現在、アジアにおいては、中国の上海市と北京市に拠点を置き、日本企業をはじめとする顧客に対して現地でのPR活動をサポートしております。また、当社グループは、欧州、中東、南米、北米、アジア等の独立系PR会社で構成されるGlobal.comに加盟しており、顧客の欧州各国でのPR活動の支援はもちろん、加盟会社それぞれの顧客の日本、中国でのPR活動の支援も行っております。また、東南アジアへ進出している日本企業のサポートPRの増加に伴い、パートナーとの関係構築を強化しております。その他にも、グローバルクライアントの獲得へ向けた組織作りやクライアントとの連携を強化



推進しており、その成果も徐々に表れ始めております。今後もこうした施策により、国内外のPRの需要を有機的に取り込んでまいります。

3) 官庁及び地方自治体でのPRニーズの開発

当社グループでは、震災後、各省庁の復興支援活動に関するPR活動を継続して受託しています。また、長崎県、岐阜県、新潟県観光協会等のPR活動を継続して受託しており、地方自治体におけるPR会社の活用が徐々に浸透しつつあると考えます。そのため、当社グループでは上記のような受託実績をもって、今後も中央官庁及び地方自治体などの行政機関におけるPR案件の獲得を目指し、積極的な提案をしてまいります。

4) 特定分野へ特化したサービスの提供

当社グループは、PRというビジネスフィールドを活動の舞台としていますが、よりきめ細かいサービスを顧客に対して行うため専門領域に特化した子会社を抱えています。映画及び映像に関連した商品を専門にPRする株式会社マンハッタンピープルがそれに当たります。今後も顧客に対し専門性の高いサービスを提供することを念頭に事業展開を図ってまいります。

### ③顧客ニーズの多様化への対応

#### 1) メディアトレーニング・サービスの強化

企業不祥事が連日報道される中で、企業だけでなく行政機関を含めたあらゆる事業体からマスコミの取材への対処方法から記者会見の運営及び実施に至るまでのメディアトレーニングに関する幅広い問い合わせが増加しています。今後も、メディアトレーニングに関する引合いは増加していくものと考え、より一層のサービス体制を強化していきます。

#### 2) IRニーズへの対応

IR活動を通して株主、投資家に自社の経営戦略や財務内容等を知ってもらい、長期保有株主になっていただくことは上場企業にとって重要な課題であります。従来型の説明会の開催、アニュアルレポートの作成、ホームページの充実だけでは、株主や既に自社へ興味を持っている投資家にとっては有益な情報伝達手段となりますが、更なる潜在投資家の発掘を行う手段としましては不十分であり、より積極的に情報を幅広く一般大衆、機関投資家等に投げ掛けていくことが必要であります。

当社グループが提供するPR活動は、多くのステークホルダーが注目する新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のマスコミでの顧客情報の掲載促進活動であり、個人投資家を重視する中小株銘柄の企業各社にとっては、IR活動の一つとしても有用であると言えます。当社グループは、今後も、外部の専門支援機関との連携を一層強化して、IPO準備企業や上場企業のIR活動を“PR手法”を通じて支援してまいります。

### ④人材の育成

PR事業では、顧客のニーズに対応できる人材を確保し育成することが要となりますが、わが国ではPRに関する大学教育等の社会的な教育研修システムは確立されておらず、必然的に社員へのPR業務に関する教育は、その初歩から応用まですべて自社で行うこととなります。さらに、PR実務のみならず各種の専門能力を有する社員の育成は、顧客満足度の向上及び新規顧客の獲得時の提案力を強化する上で、最重要項目と認識しております。

このため当社では、大学新卒社員の獲得を毎年実施し、退職者補充枠ではPR業務経験者を積極的に採用しております。また、経験や情報を共有するための勉強会の実施や各種研修会への参加、関係機関への出向等を通して、

人材の育成を強化していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう  
よろしくお願ひ申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

当社の主な事業はPR事業のみであり、以下のサービス区分別に分類されます。

| サービス区分      | 主 要 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リ テ イ ナ ー   | <p>リテイナーとは、企業等の広報活動を6ヶ月以上の契約をもって支援及びコンサルティングをしていくものであります。</p> <p>具体的な業務内容としては、PR戦略の策定からパブリシティ（記事化）業務、不祥事発生時の危機管理広報対応支援等までとなります。パブリシティの流れとしては、PR素材の特定及び開発の支援、ニュースリリースの作成支援、マスコミ各社の担当記者リストの整備、マスコミ各社への配信・配布とフォローアップ、マスコミからの取材の調整、マスコミでの掲載及び報道の確認、活動報告となります。</p> <p>最近では、インターネットを使った広報活動のほか、IPOやIR（Investor Relations）活動と連動したものでサービスの範囲が広がってきています。</p> |
| オブショナル&スポット | <p>オブショナル&amp;スポットとは、上記リテイナー契約顧客に対する一時的な付加サービスと、リテイナーと同様のサービスを提供するもののその期間が6ヶ月に満たないものをさします。</p> <p>オブショナルの具体的な業務としては、記者発表会、プレスセミナー、PRイベント、アンケート・パブリシティ、ホームページや会社案内等の制作、危機管理広報マニュアルの作成、記者会見のシミュレーション・トレーニング等があげられます。スポットとしては、新製品記者発表会等を挟んだ一定期間（2～3ヶ月）のPR活動や、展示会や美術展等のイベントの開催告知目的のPR活動等が主なものであります。</p>                                                 |
| ペイドパブリシティ   | <p>通常、パブリシティ業務では新聞・雑誌等のスペースを購入するということはありませんが、顧客のニーズやPR素材の性質によっては、新聞や雑誌等の特定のページを購入して、顧客の意図する内容を記事形式で掲載していく手法をとる場合があります。</p> <p>ペイドパブリシティとは、このようにスペース購入費用が発生するパブリシティのことを言います。</p>                                                                                                                                                                     |

(6) 主要な営業所（平成26年12月31日現在）

|     |                  |
|-----|------------------|
| 本 社 | 東京都中央区銀座七丁目2番22号 |
|-----|------------------|

### (7) 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 188 (20) 名 | △31 (4) 名 | 36.9歳 | 8.1年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社新生銀行     | 170百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 181百万円 |
| 株式会社北陸銀行     | 52百万円  |

### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成26年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,260,000株
- (3) 株主数 807名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名              | 持株数   | 持株比率  |
|------------------|-------|-------|
| 株式会社新東通信         | 377千株 | 30.7% |
| 株式会社テクノグローバル研究所  | 200   | 16.3  |
| S M B C 日興証券株式会社 | 62    | 5.1   |
| 佐藤友亮             | 55    | 4.5   |
| 共Pグループ従業員持株会     | 41    | 3.3   |
| 椎野育太             | 34    | 2.8   |
| 秋元利規             | 30    | 2.4   |
| 上村巍              | 20    | 1.7   |
| 大木佑輔             | 20    | 1.7   |
| 嶋田勝彦             | 20    | 1.6   |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（30,317株）を控除して計算しております。  
2. 自己株式は上記の表から除外しております。  
3. 表示単位未満につきまして、持株数は切り捨て、持株比率は小数点第2位を四捨五入しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成26年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                             |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 上 村 巍   | 共和ピー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンピープル 取締役、共同拓信公関顧問(上海)有限公司 董事長 |
| 常務取締役     | 安 口 正 浩 | 共和ピー・アール株式会社 代表取締役社長、株式会社マンハッタンピープル 監査役                  |
| 取 締 役     | 木 村 忠 久 | 共和ピー・アール株式会社 監査役、マンハッタンピープル 取締役                          |
| 取 締 役     | 明 石 一 秀 | 隼あすか法律事務所 弁護士<br>日本電産コパル電子株式会社 監査役                       |
| 常 勤 監 査 役 | 行 本 憲 治 | 行本憲治公認会計士事務所 所長<br>株式会社アルファアソシエーツ 取締役                    |
| 監 査 役     | 越 智 大 藏 | 株式会社アドバネクス 監査役<br>リバーエレテック株式会社 監査役<br>イワキ株式会社 取締役        |
| 監 査 役     | 佐 伯 一 郎 | 四五六法律事務所 所長<br>株式会社エイアンドティー 監査役                          |

- (注) 1. 取締役明石一秀氏は、社外取締役であります。
2. 取締役明石一秀氏は、弁護士の資格を有しており、法曹界での長年の経験があり、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役明石一秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役行本憲治氏、監査役佐伯一郎氏は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役行本憲治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、常勤監査役行本憲治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分               | 支給人員      | 支給額          |
|-------------------|-----------|--------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役分) | 8<br>(3)名 | 43<br>(8)百万円 |
| 監査役<br>(うち社外監査役分) | 3<br>(2)  | 9<br>(6)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)   | 11<br>(5) | 53<br>(15)   |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成14年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成14年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。  
 4. 上記取締役及び監査役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員退職慰労当金繰入額1百万円（取締役3名に対し1百万円（うち社外取締役0名））が含まれております。

- ② 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額  
 該当事項はありません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

|           | 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 明石 一秀 | 隼あすか法律事務所 弁護士<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>日本電産コパル電子株式会社 監査役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。    |
| 監査役 行本 憲治 | 行本憲治公認会計士事務所 所長<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>株式会社アルファアソシエーツ 取締役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役 佐伯 一郎 | 四五六法律事務所 所長<br>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br>株式会社エイアンドティー 監査役<br>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。       |

② 当事業年度における主な活動状況

|           | 活 動 状 況                                                                                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 明石 一秀 | 当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。                                                                                             |
| 監査役 行本 憲治 | 当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。   |
| 監査役 佐伯 一郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会において、弁護士、大学院教授（法学）として、高い見識と豊富な経験に基づき適宜質問をし意見を述べております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。 |

③ 当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。



#### 4. 会計監査人の状況

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人  
(2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19    |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の法令・定款及び社会規範を遵守した行動の徹底を図るため、取締役、内部監査室長、執行役員などで構成したガバナンス・コンプライアンス委員会を設置し、実際の活動を推進するために各部門にコンプライアンス推進担当者を任命する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により全社のリスクに関する統括責任者として代表取締役を任命し、リスク管理委員会において当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及びリスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議に報告し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議において、改善策を審議・決定する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社内における契約書の審査など日常の法的問題及びコンプライアンス体制強化のため、専門的知識をもった人材を増強し、法務部門を新たに設置した。法務部門は、重要な契約については外部の弁護士事務所のリーガルチェックを受けるなど、契約の事前審査を厳格化、充実を図る。また適時外部の法律事務所の協力を得て、契約上のリスクを洗い出し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議へ報告する。

またガバナンス・コンプライアンス委員会主導の下、コンプライアンス行動理念の実践を図るため、コンプライアンス研修を義務付け、継続的に実施し、子会社を含めた役職員に受講を義務付ける。研修成果については、その度合いを数値化して、社内イントラネット等で必要に応じて適時公表する。

さらにコンプライアンスの啓蒙に加え、内部通報制度に基づき社内外に設置する通報窓口と関連する社内規程の周知を目的に、通報窓口の連絡先を記載したコンプライアンスマニュアルを作成、全役職員へ配布する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査法人に意見を求める等の必要な連携を図っていくこととする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に対する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部                |                  |
|-----------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>1,856,420</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,570,568</b> |
| 現金及び預金          | 647,999          | 買掛金                    | 254,841          |
| 受取手形            | 108,493          | 短期借入金                  | 200,000          |
| 売掛金             | 531,524          | 1年内返済予定の長期借入金          | 96,836           |
| 未成業務支出金         | 437,591          | 未払金                    | 62,797           |
| 前払費用            | 26,640           | 未払費用                   | 40,178           |
| 繰延税金資産          | 74,086           | 未払法人税等                 | 77,594           |
| 短期貸付金           | 34,000           | 未払消費税等                 | 25,730           |
| その他             | 9,630            | 前受金                    | 91,343           |
| 貸倒引当金           | △13,546          | 預り金                    | 35,485           |
|                 |                  | 賞与引当金                  | 106,101          |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>353,555</b>   | 受注損失引当金                | 575,500          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>96,205</b>    | その他                    | 4,159            |
| 建物              | 51,666           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>273,916</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 3,558            | 長期借入金                  | 161,638          |
| 土地              | 33,304           | 退職給付引当金                | 76,338           |
| その他             | 7,675            | 役員退職慰労引当金              | 25,500           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,125</b>     | その他                    | 10,439           |
| ソフトウェア          | 2,147            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,844,484</b> |
| 電話加入権           | 1,977            | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>253,224</b>   | <b>株 主 資 本</b>         | <b>356,698</b>   |
| 投資有価証券          | 42,092           | 資本金                    | 419,900          |
| 関係会社株式          | 49,460           | 資本剰余金                  | 360,655          |
| 敷金及び保証金         | 139,719          | 資本準備金                  | 360,655          |
| 保険積立金           | 18,339           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>△407,798</b>  |
| 破産更生債権等         | 185,794          | 利益準備金                  | 13,500           |
| その他             | 3,613            | その他利益剰余金               | △421,298         |
| 貸倒引当金           | △185,794         | 別途積立金                  | 150,000          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金                | △571,298         |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>2,209,975</b> | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△16,058</b>   |
|                 |                  | 評価・換算差額等               | 8,792            |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金           | 8,792            |
|                 |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>365,490</b>   |
|                 |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,209,975</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 3,541,213 |
| 売 上 原 価               |        | 2,041,164 |
| 売 上 総 利 益             |        | 1,500,049 |
| 販売費及び一般管理費            |        | 1,901,303 |
| 営 業 損 失               |        | 401,254   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 603    |           |
| 受 取 配 当 金             | 629    |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 2,880  |           |
| 為 替 差 益               | 735    |           |
| そ の 他                 | 276    | 5,124     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 6,934  |           |
| 売 上 割 引               | 532    |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 4,790  |           |
| そ の 他                 | 32     | 12,290    |
| 経 常 損 失               |        | 408,420   |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 564    | 564       |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |        | 408,984   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 73,022 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 49,542 | 122,565   |
| 当 期 純 損 失             |        | 531,549   |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |         |              |           |              |                  |              |         |             |
|---------------------------------|---------|---------|--------------|-----------|--------------|------------------|--------------|---------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金   |              | 利 益 剰 余 金 |              |                  |              | 自己株式    | 株 主 資 本 計 合 |
|                                 |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金     |                  | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                                 |         |         |              |           | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |         |             |
| 当 期 首 残 高                       | 419,900 | 360,655 | 360,655      | 13,500    | 150,000      | △39,748          | 123,751      | △16,058 | 888,247     |
| 事業年度中の変動額                       |         |         |              |           |              |                  |              |         |             |
| 剰余金の配当                          |         |         |              |           |              |                  |              |         | —           |
| 当期純損失                           |         |         |              |           |              | △531,549         | △531,549     |         | △531,549    |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |         |         |              |           |              |                  |              |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —       | —            | —         | —            | △531,549         | △531,549     | —       | △531,549    |
| 当 期 末 残 高                       | 419,900 | 360,655 | 360,655      | 13,500    | 150,000      | △571,298         | △407,798     | △16,058 | 356,698     |

|                                 | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計    |
|---------------------------------|------------------|----------------|----------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |          |
| 当 期 首 残 高                       | 3,672            | 3,672          | 891,920  |
| 事業年度中の変動額                       |                  |                |          |
| 剰余金の配当                          |                  |                | —        |
| 当期純損失                           |                  |                | △531,549 |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | 5,119            | 5,119          | 5,119    |
| 事業年度中の変動額合計                     | 5,119            | 5,119          | △526,430 |
| 当 期 末 残 高                       | 8,792            | 8,792          | 365,490  |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                |                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| ①子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                               |
| ②その他有価証券       |                                                           |
| ・時価のあるもの       | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの       | 移動平均法による原価法                                               |
| ③たな卸資産         |                                                           |
| ・未成業務支出金       | 個別法による原価法                                                 |

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                             |                                                                |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ①有形固定資産<br>(リース資産を除く)       | 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 |
| ②無形固定資産                     |                                                                |
| ・自社利用のソフトウェア                | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                               |
| ③リース資産                      |                                                                |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。                          |

### (3) 引当金の計上基準

- |          |                                                                                                |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①貸倒引当金   | 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。            |
| ②賞与引当金   | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。                                                |
| ③受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を引当計上しております。 |
| ④退職給付引当金 | 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。                                       |

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理



しております。

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均  
残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按  
分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理し  
ております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づ  
く事業年度末支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|      |         |
|------|---------|
| 定期預金 | 5,602千円 |
|------|---------|

上記担保資産に対応する担保付債務は次のとおりであります。

|     |         |
|-----|---------|
| 買掛金 | 6,901千円 |
|-----|---------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 189,838千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

|             |          |
|-------------|----------|
| 共和ビー・アール(株) | 12,000千円 |
|-------------|----------|

|               |         |
|---------------|---------|
| (株)マンハッタンピープル | 8,000千円 |
|---------------|---------|

(4) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 42,508千円 |
|--------|----------|

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債務 | 4,268千円 |
|--------|---------|

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|     |          |
|-----|----------|
| 売上高 | 24,861千円 |
|-----|----------|

|     |          |
|-----|----------|
| 仕入高 | 45,218千円 |
|-----|----------|

|            |         |
|------------|---------|
| 販売費及び一般管理費 | 1,307千円 |
|------------|---------|

|            |       |
|------------|-------|
| 営業取引以外の取引高 | 447千円 |
|------------|-------|

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,260千株     | 一千株        | 一千株        | 1,260千株    |

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 30,317株     | 一株         | 一株         | 30,317株    |

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

##### (4) 事業年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 未払事業税・事業所税   | 7,925千円  |
| 貸倒引当金        | 70,451   |
| 退職給付引当金      | 27,176   |
| 役員退職慰労引当金    | 9,078    |
| 賞与引当金        | 37,772   |
| 投資有価証券評価損    | 1,525    |
| 子会社株式評価損     | 75,360   |
| 資産除去債務       | 4,490    |
| 受注損失引当金      | 204,878  |
| その他          | 9,655    |
| 繰延税金資産 小計    | 448,313  |
| 評価性引当額       | △373,998 |
| 繰延税金資産 合計    | 74,315   |
| 繰延税金負債       |          |
| 未成業務支出金      | △229     |
| その他有価証券評価差額金 | △4,860   |
| 繰延税金負債 合計    | △5,089   |
| 繰延税金資産の純額    | 69,226   |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産により運用しております。また、資金調達については、自己資金により充当しておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達しております。デリバティブ取引等の投機的な取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理規程の遵守によりリスク低減を図っております。また、管理局財務経理チームが、顧客毎の営業債権回収状況を管理し、回収遅延債権については速やかに営業担当に報告、注意喚起をし、営業債権の早期回収に取り組んでおります。

投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場会社については定期的に時価の把握を行っております。

敷金・保証金は、貸主に対し差入れているものであり、当該貸主の信用リスクに晒されております。契約締結前に貸主の信用調査を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である買掛金や短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、四半期毎に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

|                   | 貸借対照表計上額   | 時 価        | 差 額     |
|-------------------|------------|------------|---------|
| (1) 現 金 及 び 預 金   | 647,999 千円 | 647,999 千円 | － 千円    |
| (2) 受 取 手 形       | 108,173    | 108,173    | －       |
| (3) 売 掛 金         | 525,748    | 525,748    | －       |
| (4) 投 資 有 価 証 券   | 41,901     | 41,901     | －       |
| (5) 敷 金 及 び 保 証 金 | 139,719    | 109,389    | △30,329 |
| 資 産 計             | 1,463,541  | 1,433,212  | △30,329 |
| (1) 買 掛 金         | 254,841    | 254,841    | －       |
| (2) 短 期 借 入 金     | 200,000    | 200,000    | －       |
| (3) 1年内返済予定の長期借入金 | 96,836     | 95,123     | △1,712  |
| (4) 長 期 借 入 金     | 161,638    | 152,895    | △8,742  |
| 負 債 計             | 713,315    | 702,861    | △10,454 |

※受取手形及び売掛金は貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

##### 資産

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

##### (5) 敷金及び保証金

将来のキャッシュ・フローをその発生が見込まれる期間に対応する適切な利率で割り引いた現在価値によっております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分                 | 貸 借 対 照 表 計 上 額 |
|---------------------|-----------------|
| 非 上 場 株 式 ( ※ 1 )   | 191 千円          |
| 関 係 会 社 株 式 ( ※ 2 ) | 49,460          |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

### (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

|         | 1 年 内      | 1 年 超<br>5 年 内 | 5 年 超<br>1 0 年 内 | 1 0 年 超 |
|---------|------------|----------------|------------------|---------|
| 預 金     | 646,996 千円 | — 千円           | — 千円             | — 千円    |
| 受 取 手 形 | 108,173    | —              | —                | —       |
| 売 掛 金   | 525,748    | —              | —                | —       |
| 合 計     | 1,280,918  | —              | —                | —       |

※敷金・保証金については、償還予定が明確に確定できないため、上表には含めておりません。

### (注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1 年 内     | 1 年 超<br>2 年 内 | 2 年 超<br>3 年 内 | 3 年 超<br>4 年 内 | 4 年 超<br>5 年 内 | 5 年 超 |
|-------|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 短期借入金 | 200,000千円 | —千円            | —千円            | —千円            | —千円            | —千円   |
| 長期借入金 | 96,836    | 60,238         | 40,800         | 40,500         | 20,100         | —     |
| 合 計   | 296,836   | 60,238         | 40,800         | 40,500         | 20,100         | —     |

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記は、重要性が乏しいため省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 297円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 432円27銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 2月26日

共同ピーアール株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 向出 勇治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 達郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同ピーアール株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に基づき、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月27日

共同ピーアール株式会社 監査役会

|               |       |
|---------------|-------|
| 常 勤 監 査 役 行 本 | 憲 治 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 越 智 | 大 藏 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 佐 伯 | 一 郎 ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## <会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社では、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、会社法の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役について、会社に対する任務懈怠責任を予め限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨の定款規定を定めております（現行定款第33条第2項及び第45条第2項）。
- (2) 平成26年6月27日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。）が公布され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、改正会社法の施行日である平成27年5月1日に、現行定款第33条第2項及び第45条第2項の一部を変更するものであります。
- (3) なお、現行定款第33条第2項（取締役の責任免除）の規定の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>（取締役の責任免除）<br/>第33条 （条文省略）<br/>② 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>（監査役の責任免除）<br/>第45条 （条文省略）<br/>② 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>（取締役の責任免除）<br/>第33条 （現行通り）<br/>② 当社は、<u>業務執行取締役等ではない取締役との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>（監査役の責任免除）<br/>第45条 （現行通り）<br/>② 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

当社は、前事業年度に取締役の総数を減員し、取締役4名の体制で経営を行ってまいりましたが、業績の安定的な向上及び経営体制の強化を図るべく、新たに取締役5名の追加選任をお願いするものであります。

当事業年度は、大幅な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上することになってしまいましたが、主要業務であるPR業務は黒字に転換しており、業績の回復を確実な軌道に乗せるべく、当社営業部門の執行役員2名を常勤の取締役候補者とするとともに、映画のPR活動を専門とする当社子会社である株式会社マンハッタンピープルの代表取締役社長を非常勤の取締役候補者としております。

また、日本を代表する通信社である共同通信社において要職を歴任された池谷忍氏を招聘して、当社の強みであるメディア・リレーションズを強化するとともに、当社の事業戦略の構築を統括していただくべく、同氏を常勤の取締役候補者としております。

さらに、当社の資本政策及びM&A戦略を中心とする経営全般について助言を得るべく、投資銀行業務、M&Aアドバイザー業務の豊富な知識と経験を有する山本泰史氏を社外取締役候補者としております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>さいとう とおる<br>齊藤 超<br>(昭和42年12月2日生)   | 平成4年4月 当社入社<br>平成24年1月 当社第1業務局局长(現任)<br>平成26年6月 当社執行役員就任(現任)<br>当社営業推進局局长<br>〔重要な兼職の状況〕<br>特になし | 0株         |
| 2     | ※<br>まちづか かつ き<br>町塚 勝城<br>(昭和40年6月11日生) | 平成元年4月 当社入社<br>平成19年8月 当社第3業務局局长<br>平成26年6月 当社執行役員就任(現任)<br>当社第6業務局局长(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>特になし | 0株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-----------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | ※<br>菅野陽介<br>(昭和29年4月30日生) | 昭和53年4月 東宝東和株式会社入社<br>平成9年5月 20世紀フォックス映画日本支社入社 マーケティング本部次長<br>平成17年8月 角川映画株式会社(旧日本ヘラルド映画株式会社)入社 宣伝本部宣伝部長<br>平成19年4月 20世紀フォックス映画日本支社入社 マーケティング本部部長<br>平成22年12月 当社入社 株式会社マンハッタンピープル出向<br>平成23年2月 株式会社マンハッタンピープル代表取締役社長就任(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社マンハッタンピープル 代表取締役社長 | 0株         |
| 4         | ※<br>池谷忍<br>(昭和33年11月5日生)  | 昭和54年4月 社団法人共同通信社入社<br>平成17年6月 同社業務局業務企画部次長<br>平成18年6月 同社編集局内政部長兼論説委員<br>平成21年7月 同社経営企画室幹事<br>平成22年6月 株式会社共同通信社事業戦略室長<br>平成26年10月 同社退社<br>〔重要な兼職の状況〕<br>特になし                                                                                                       | 0株         |
| 5         | ※<br>山本泰史<br>(昭和51年6月19日生) | 平成13年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社<br>平成17年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社<br>平成20年1月 株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ入社<br>平成24年5月 ファーストブラザーズ株式会社入社<br>平成25年1月 TNN Partners合同会社 業務執行社員・代表社員(現任)<br>平成25年9月 株式会社SXA マネージング・ディレクター就任(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>TNN Partners合同会社 代表社員            | 0株         |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任候補者であります。

3. 本議案が原案どおり承認可決され、山本泰史氏が取締役を選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### <株主提案（第3号議案）>

第3号議案は、株式会社新東通信（以下「提案株主」と言います。）からのご提案によるものであります。

なお、当該提案株主の議決権の数は、3,776個（30.7%）であります。

提案の内容及び提案の理由は、提案株主から提出された株主提案権行使に関する書面に記載の内容を原文のまま記載しております。

提案する議案 取締役5名選任の件

#### ア 議案の要綱

沼田英之氏、西井雅人氏、谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏の5名を貴社取締役選任する。

なお、各取締役候補者からは、全て貴社取締役就任の内諾を得ております。また、各取締役候補者と貴社の間には特別の利害関係はありません。

#### イ 提案理由

貴社は、連結業績において、前期である平成25年12月期までに3期連続で売上高と営業活動によるキャッシュ・フローが減少し、ついには当期である平成26年12月期には営業赤字3億86百万円、経常赤字3億84百万円、当期純損失5億15百万円となり、業績悪化が著しい状態です。その結果、平成26年12月末時点の純資産は4億97百万円となり、前年同期と比べて純資産を50.47%に減少させています。

また、貴社は、WEB関連のプロジェクトに関連して、平成26年12月期第2四半期で受注損失引当金71百万円を計上、第3四半期で3億2百万円の追加計上、さらに今般の第4四半期で2億2百万円の追加計上をしており、現時点において当該プロジェクトから合計5億75百万円の損失を発生させております。この合計5億75百万円という損失額は、平成25年12月末時点の純資産9億86百万円の58.34%に相当する金額であり、この当該プロジェクトによる損失は、貴社の会社存続を脅かしかねない状況です。さらに貴社は、3度も当該プロジェクトによる損失に係る業績修正を行っております。これは会社の事業計画の見通しの甘さ、経営管理能力の欠如の結果であり、上場会社としての信用を失墜させています。

そこで、貴社の発行済株式総数の29.97%を保有する筆頭株主である本株主は、企業価値及び株主共同の利益を向上させるために、筆頭株主である本株主より3名及びコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンスや企業再生に造詣の深い社外取締役2名の合計5名の取締役を新たに追加して選任することにより経営体制を強化し、現任取締役である上村巍・代表取締役社長、安口正浩・常務取締役、木村忠久・取締役専務執行役員及び明石一秀・社外取締役らと共に一致団結して、この経営危機に対応することが必要と考えています。

本議案が承認可決された場合、貴社取締役会は、現任取締役4名に加え、新たに筆頭株主である本株主より3名及び社外取締役2名を追加した新体制で、企業再生に邁進していくこととなります。

### ウ 候補者の略歴等

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴・重要な兼職の状況                                                                                                                                           | 所有する貴社<br>の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | ぬま た ひで ゆき<br>沼 田 英 之<br>(昭和34年1月24日生) | 昭和56年4月 株式会社新東通信入社<br>平成17年9月 同社取締役常務執行役員就任<br>平成24年9月 同社取締役大阪支社長就任(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社新東通信 取締役                                                 | 0株             |
| 2         | にし い まさ と<br>西 井 雅 人<br>(昭和36年8月8日生)   | 昭和61年1月 株式会社新東通信入社<br>平成23年9月 同社取締役上席執行役員就任<br>平成24年9月 同社取締役コーポレート本部本部長就任(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社新東通信 取締役                                           | 0株             |
| 3         | たに てつ や<br>谷 鉄 也<br>(昭和45年9月3日生)       | 平成13年9月 株式会社新東通信入社<br>平成17年9月 同社取締役執行役員就任<br>平成25年9月 同社代表取締役社長就任(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社新東通信 代表取締役社長                                                | 0株             |
| 4         | たいら ひで き<br>平 英 毅<br>(昭和47年11月15日生)    | 平成12年12月 弁護士登録<br>東京麹町法律事務所(現東京市谷法律事務所) 入所<br>平成17年4月 同法律事務所パートナー就任(現任)<br>平成19年12月 中小企業診断士登録<br>平成25年6月 経営革新等支援機関認定<br>〔重要な兼職の状況〕<br>東京市谷法律事務所 パートナー | 0株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴・重要な兼職の状況                                                                                                                 | 所有する貴社<br>の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | しもと とい ゆき お<br>下土井 幸 雄<br>(昭和37年9月8日生) | 昭和61年4月 三井物産株式会社入社<br>平成14年7月 船井キャピタル株式会社入社<br>平成15年4月 船井アドベンチャー株式会社<br>設立 代表取締役就任(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>船井アドベンチャー株式会社 代表取締役 | 0株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 沼田英之氏、西井雅人氏、谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏は、新任取締役候補者であります。
3. 谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏は、社外取締役候補者であります。
4. 谷鉄也氏は、広告業等を営む株式会社新東通信の代表取締役社長であり、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。
5. 平英毅氏は、弁護士、中小企業診断士及び経営革新等支援機関として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業再生に深い造詣を有しております。
6. 下土井幸雄氏は、経営コンサルティング業等を営む船井アドベンチャー株式会社の代表取締役であり、企業経営の立て直しに豊富な実績と見識を有しております。
7. 平英毅氏及び下土井幸雄氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当しています。

#### ◇上記提案に対する取締役会の意見

##### 当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会としては、以下の理由により、本議案に対する反対の意見を表明いたします。

#### 1. 本議案は提案株主による当社の経営支配を企図したものであること

まず、提案株主の提案は、当社の取締役会の過半数にあたる5名の取締役の選任を内容とするものであり、仮に本議案が成立した場合には、**当社の発行済株式総数の約30%を有する提案株主が、直ちに当社の経営を支配することになります。**

このように、提案株主の提案は、当社の経営に直ちに重大な影響を与えるものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な悪影響を及ぼす可能性も内包しているものですので、当社取締役会は、株主の皆様の判断の参考にし

ていただく必要があると考え、提案株主からの提案を受けて以降、提案株主に対し、提案の目的・背景・経緯、提案株主の当社の経営方針等、提案株主のPR事業に対する考え方、各取締役候補者の資質、能力、経験等について、書面をもって回答を求めてきたところです。しかし、提案株主は、誠に遺憾なことながら、現在に至るまで理由を明らかにすることもなく全く回答をされておられません。

当社取締役会としては、提案株主が回答をされていないことに加えて、後述するような事情もあることを勘案すると、**提案株主は、当社業績の悪化の機会を利用し、経営支配を目的として本議案の提案に及んでいるものと解せざるを得ないと考えております。**

## 2. 「業績の悪化」は、一時的かつ限定的であること

### (1) 業績悪化の原因

提案株主は、「提案理由」において、当社の業績悪化を指摘しています。

しかし、平成26年8月12日付「第2四半期業績予想と実績値との差異及び受注損失引当金の計上に関するお知らせ」、平成26年11月14日付「通期業績予想の修正及び受注損失引当金の追加計上に関するお知らせ」及び平成27年2月18日付「平成26年12月期通期業績予想と実績値との差異及び受注損失引当金の追加計上に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、平成26年12月期の営業損失、経常損失及び当期純損失は、**専ら、当社が官公庁のWEB構築及び運用保守業務として受注した特定のプロジェクト**（以下「本件WEB関連プロジェクト」といいます。）に関して、平成26年度初めから平成29年度10月にわたって発生する受注損失についての引当金を計上したことによる一時的なものであります。

本件WEB関連プロジェクトは、当社が、通常のPR業務の周辺業務として取り組んできたWEB関連業務を将来的に当社の主要な業務へと成長させることも睨んで受注したものであるところ、当社のみならず、業界内においても先例のない内容の大型プロジェクトであり、当社の今後のWEB関連業務にとって貴重な実績となるものです。想定を上回る作業資源の追加投入を余儀なくされ、複数回の引当てをせざるを得なくなりましたが、既存業務に安住せず、新規分野へと成長させようとする局面においては、やむを得ない投資であったという面もあるものと考えております。



## (2) 主要業務であるPR業務の業況

他方、当社の主要業務であるPR業務については、平成24年12月期の当社元役員等の不正行為に起因する顧客の減少、企業や団体等における広報やマーケティングに対する予算の抑制傾向といった厳しい事業環境にもかかわらず、採算性の高いリテイナーも、既存顧客からのオプショナル&スポット案件も、順調に受注を拡大しており、リテイナーは、顧客数が前事業年度から増加に転じ、その売上高も前事業年度比3.9%の増加となり、オプショナル&スポット（本件WEB関連プロジェクトを除く。）も、売上高が同比8.0%の増加となっており、通常のPR業務のみで見た売上総利益は約2,075百万円となっております。

さらに、当事業年度は、前事業年度に実施した人員整理や事業所の縮小等による固定費の削減、資産の有効活用等が奏功しており、通常のPR業務のみで見ると、営業利益が174百万円（前事業年度比約269百万円増）、経常利益が約167百万円（同比約262百万円増）、当期純利益が約88百万円（同比約158百万円増）となり、いずれも前事業年度の赤字からの回復を果たすに至っております。

## (3) 小括

このように、当社の事業は、本件WEB関連プロジェクトを除けば、順調に推移しております。会社提案に係る第2号議案の取締役選任議案においてお願いしておりますとおり、業績の安定的な向上及び経営体制の強化を図るべく、新たに取締役5名の追加選任をお願いしているところであり、当社取締役会としては、かかる意欲的かつ戦略的な経営体制によってこそ、いよいよ業績の安定的な向上が見込めるものと考えております。

## 3. 本議案は当社の「経営体制の強化」に資するものでないこと

### (1) PR事業の経験・ノウハウを有する取締役候補者の不在

当社の営むPR事業と提案株主の営む広告事業とは、ともにクライアントに関する情報を配信するという隣接事業ではありますが、PR事業が、各種メディアの記者に対し、記者会見、個別面談その他の機会を利用して、各メディアへの記事掲載に導くこと（記事化）を通じてクライアントの情報を配信するものであるのに対し、広告事業は、各種メディアから購入した広告枠に掲載することを通じて情報を配信するものであり、その性質を大きく異にしております。

そのため、当社の営むPR事業においては、各種メディアの記者に対してクライアントに関する正確な情報をタイムリーに発信し適切な記事の配信に導くためのノウハウこそが、事業を営むうえでの強みとなります。実際、当社は、PR会社のパイオニアとして昭和39年に創業して以来、当社に所属するPRのスペシャリストが、“Face to Face”のメディア・リレーションズをモットーに、メディアとの間に重層的かつ強固なネットワークを構築し、メディアに対する最も強い影響力、高い信用力を獲得してきており、かかるメディア・リレーションズを基礎とするスペシャリストのPR活動のノウハウの蓄積こそが、当社の強みとなっております。

提案株主においては、このようなPR事業の特質を十分に理解しているとは思われず、株主提案書を見る限り、**本議案に係る取締役候補者においては、PR事業に必要な経験又はノウハウを有していると思われる人材は、残念ながら含まれていないであろうと考えます。**

## (2) 上場会社の経営能力のある取締役候補者の不在

当社は、PR業界のリーディング・カンパニーとして、PR業界で最初に株式を上場させた上場会社であります。提案株主は、名古屋地区を本拠とする広告代理店であり、未だ創業家一族が支配すると思われる非上場会社であります。

上場会社の経営は、不特定多数の株主の共同の利益のために企業価値を高めることを目的として、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則、連結会計基準その他の上場会社を規律する法令、規則等を遵守しながら、公正かつ透明な利潤追求活動を営むものであり、当社経営陣もまた、常にかかる目的と規律の下において企業経営をしてまいりました。

ところが、提案株主は、例えば、その大量保有報告書において、「重要提案行為等」の「該当事項なし」と記載しているにもかかわらず、本議案に係る株主提案に及んだ後も、未だに大量保有報告の変更報告書を提出しておらず、金融商品取引法に違反する状態となっているのであり、**提案株主に上場会社を規律する法令、規則等を遵守する意思又は能力があるのかを疑わざるを得ない状況です。**

また、本議案に係る取締役候補者も、上場会社の経営とは無縁の非上場会社である提案株主から派遣される3名はほとよりのこと、社外取締役候補者2名も非上場の中小企業を中心にアドバイス、コンサルティングを提供してきた方々と拝察され、**上場会社のガバナンスに必要な経験又は専門的知見を有していると思われる人材は見当たらないと言わざるを得ません。**

### (3) 小括

このように、提案株主の提案は、当社の「経営体制の強化」を謳っているながら、取締役候補者のいずれも、PR事業に必要な経験又はノウハウも上場会社の経営に必要な経験又は専門的知見も有していないのであり、当社の「経営体制の強化」に資するものとはいえないと考えております。

## 4. 本議案は当社経営に深刻な悪影響を及ぼす懸念があること

### (1) 当社経営体制の不安定化に対する懸念

提案株主は、これまで、当社株式の大量取得から本議案に係る株主提案に至るまで、当社又は株主の皆様へ重大な影響を及ぼしかねない行為を、いずれも当社に事前の打診、相談又は提案もないままに唐突に行ってきました。そのうえ、本議案に係る株主提案以降も、提案株主は、当社からの質問に全く回答しないことをはじめとして、当社との協議の過程で種々の不誠実な対応に及んできております。そのため、**当社の現経営陣と提案株主の間においては、未だ株主の付託に応えるに足りる信頼関係を醸成するに至っていない状況にあります。**

こうした中で本議案が成立した場合には、今後、**当社現経営陣と本議案によって選任された新たな取締役とが「一致団結して」経営を行うことには、極めて多くの困難が予想されるのであり、当社の経営又は事業の方針を巡って深刻な対立が生じ、適切な経営判断が不可能になることも懸念されます。**

### (2) クライアント・メディアとの関係に悪影響を及ぼす可能性

当社のPR事業においては、複数の大手広告代理店とのリレーションも重要な資産の一つとなっているだけでなく、大手広告代理店自体が、重要な顧客でありかつ重要な案件紹介元となっております。

また、当社は、特定の広告代理店、外資系企業、企業系列等に属さない独立系PR会社であり、そのことが、クライアント及びメディア各社から高い信頼を勝ち得ている要因の一つとなっております。

仮に本議案が成立することになれば、当社は、売上規模において業界20位前後の広告代理店の一社である提案株主から取締役の派遣を受け、あまつさえその経営を支配されるということになります。その場合は、**単に大手広告代理店を顧客又は案件紹介元とする取引が減少するというに止まらず、当社のPR事業における重要な資産の一つである大手広告代理店とのリレーションにも、独立系PR会社として積み上げてきた信頼関係にも、顕著な悪影響を及ぼすことは避け難いものと考えております。**

### (3) 従業員の離職・モチベーションの低下の懸念

当社のPR事業におけるモットーである“Face to Face”のメディア・リレーションズは、PRのスペシャリストである当社の個々の従業員が有する人的関係に強く依存するものであり、その個々の従業員は、PR業界のリーディング・カンパニーの一員であるという自負と高い誇りをもって業務に取り組んでおります。

そのような当社の従業員においては、従前より、広告代理店の一社である提案株主が当社の株式を買い集めていることに強い拒絶反応を示している者が少なくなく、提案株主からの取締役の派遣を受けること、とりわけ提案株主の経営支配の下に置かれることにも、強く抵抗することが容易に予想されます。

したがって、仮に本議案が成立した場合には、多数のPRスペシャリストの離職又はモチベーションの低下が生じ、当社の事業に深刻な打撃となることが強く懸念されます。

以 上

メ モ

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

メ モ

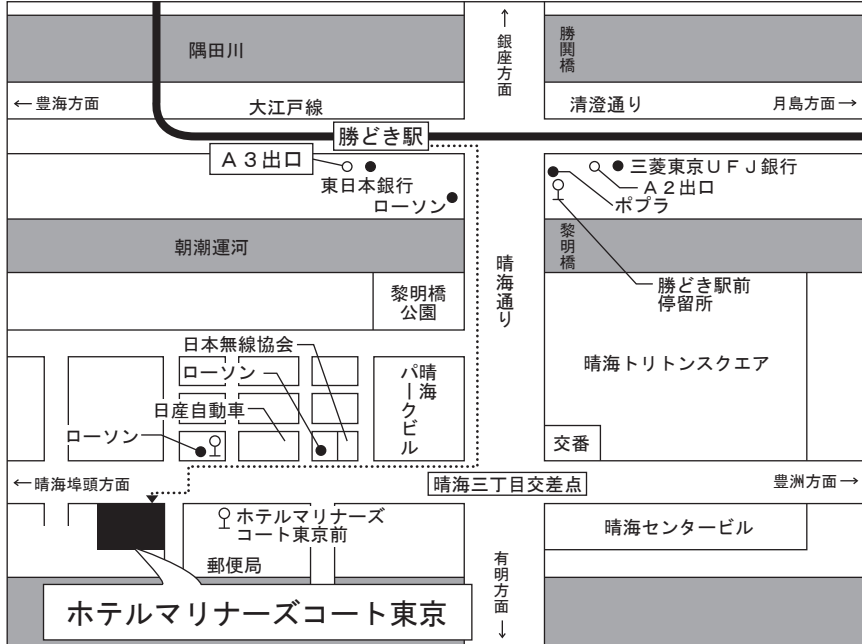
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

## 【会場】

ホテルマリナーズコート東京 4階 飛鳥  
東京都中央区晴海四丁目7番28号

※会場は昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



## 【交通機関】

### ■徒歩でお越しの場合（大江戸線「勝どき駅」利用）

勝どき駅（大江戸線）A3出口より徒歩約10分（……… 徒歩コース）

### ■バスでお越しの場合（都バス「晴海埠頭」行→「ホテルマリナーズコート東京前」下車）

- |                                                                                                             |                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ①勝どき駅（大江戸線）<br>「勝どき駅前」より約6分（03・05系統）                                                                        | ③有楽町駅（JR・有楽町線）<br>「有楽町駅前」より約15分（05系統）<br>「数寄屋橋」より約15分（03・05系統） |
| ②東京駅（JR・丸の内線）<br>「東京駅丸の内南口」より約20分（05系統）<br>※都バス05系統「東京ビッグサイト」行は<br>「ホテルマリナーズコート東京前」には<br>停車いたしませんのでご注意ください。 | ④銀座駅（銀座線・日比谷線・丸の内線）<br>「銀座四丁目」より約10分（03・05系統）                  |
| ※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。                                                                        | ⑤豊洲駅（有楽町線）<br>「豊洲駅」より約15分（錦13甲系統）                              |